

【補助対象者】

■ 次のすべての要件に該当する者

- 平成28年6月1日から平成28年12月28日までの間に婚姻届が受理された夫婦であること。
- 平成28年1月1日から平成28年12月28日までの間に新たに住宅を取得又は賃借することにより、対象住居に住民登録を行っていること。
- 夫婦の年間所得合計が300万円未満であること。
- 申請時に夫婦のどちらかの親世帯が和泉市に住民登録を行っていること。
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- 申請の時点において、夫婦のいずれの者も、納期限が到来している本市市税の未納がないこと。
- 夫婦のいずれの者も、次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員。
 - (イ)和泉市暴力団排除条例(平成24年和泉市条例第46号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者。
- 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

■ 補助対象件数

37世帯(先着順)

【補助内容】 補助金額：180,000円(上限)

ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

■ 補助の対象は、以下のいずれかの場合とします。

- 新規に和泉市内の住宅を取得した費用に対する補助(市内転居も可能)
- 新規に和泉市内の賃貸住宅に転居した費用に対する補助(市内転居も可能)
 - ※賃貸住宅に転居した費用とは、賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む。)、共益費、仲介手数料が対象です。

■ 補助金額は、平成28年1月1日から平成28年12月28日までに支払いを完了した費用について18万円を限度に補助します。

【必要書類】

■ 申請者は、申請書を提出した日から、2週間以内に次に掲げる書類を市長に提出が必要

- (1)申請者夫婦の婚姻関係のわかる書類(戸籍全部事項証明書又は謄本等)
- (2)申請者夫婦と親との親子関係のわかる書類(戸籍全部事項証明書又は謄本等)
- (3)申請者夫婦の住所のわかる書類(住民票等)
- (4)親世帯の住所のわかる書類(住民票等)
- (5)申請者夫婦の所得のわかる書類(所得証明書又は住民税決定通知書の写し)
- (6)物件の取得又は賃貸借したことのわかる書類(売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し等)
- (7)本市市税について未納がないことのわかる書類(納税証明書等)
- (8)住宅手当支給証明書(給与所得者の場合)
- (9)離職又は転職のわかる書類(離職証明書又は採用証明書等:該当する場合)
- (10)貸与型奨学金の返還額がわかる書類(貸与型奨学金がある場合)
- (11)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

先着37世帯限定

和泉市
で

親元近居
する

新婚世帯を支援
します

最大
18万円



ご結婚おめでとうございます

【申請期間等】

- 1 申請期間
平成28年6月1日（水）から
平成28年12月28日（水）
- 2 受付時間
申請期間中の午前8時45分から
午後5時15分まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- 3 受付場所
和泉市役所 政策企画室（1号館3階）
窓口まで直接ご持参ください。

※郵送による受付はいたしません。

【問い合わせ先】

和泉市市長公室政策企画室

電話 0725-99-8102

ホームページ <http://www.city.osaka-izumi.lg.jp>